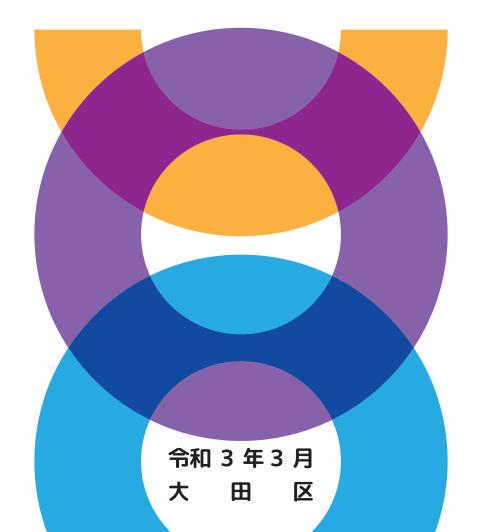


第8期

大田区男女共同参画推進プラン

誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた~おおたの男女共同参画社会をめざして~





1 計画の目的

「第7期大田区男女共同参画推進プラン」(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度)の計画期間の終了に伴って、引き続き積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化などにより生じた新たな課題に対応するため、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。

2 SDGsの達成に向けて

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17のゴールのうちの目標5には「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げてあります。

区における本プランでのすべての取組は、SDGsの達成につながっていくという 認識のもと、着実に計画を推進していきます。



本編:P1-12

3 計画策定の背景

<国の動き>

- ○平成11(1999)年6月:男女共同参画社会基本法
- ○令和2(2020)年12月:「第5次男女共同参画基本計画」の策定

<都の動き>

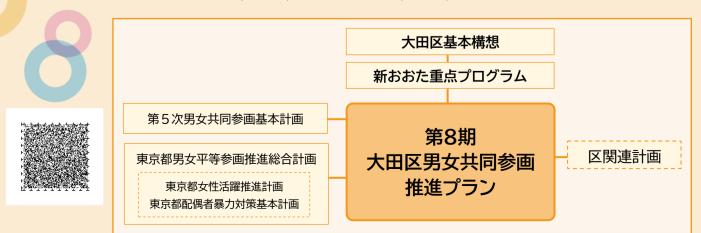
○平成29(2017)年3月:「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

<区の動き>

- ○平成30(2018)年:大田区配偶者暴力相談支援センター機能の整備
- ○平成31(2019)年:第12期大田区男女共同参画推進区民会議設置

4 計画の位置づけと期間

- ○国の「第5次男女共同参画基本計画」との整合性を図ります。
- ○「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活に おける活躍推進計画」を包含します。
- ○区の関連計画との整合性を図ります。
- ○本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

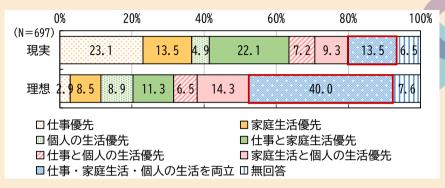




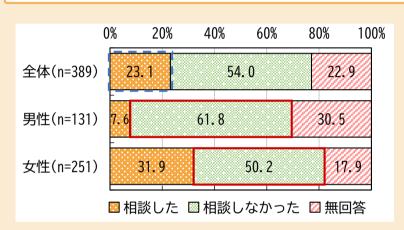
本編:P13-34

ワーク・ライフ・バランスに対する現実と希望には差があります

生活の中での、仕事・家庭生活・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、希望では「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」が40.0%と最も多くなっています。しかし、現実では13.5%となっており、ワーク・ライフ・バランスに対する意識はあるものの、現実には仕事が優先となっています。



DVを受けた人の半数以上の人が相談しない傾向があります

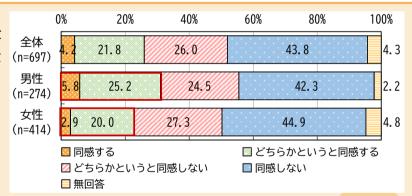


DVを受けたことの有無について、全体では「I度でもDVを受けたことがある」人は半数以上となっています。DVをI度でも受けたことのある人のうち、そのことを「相談した」という人は、全体で23.1%となっています。

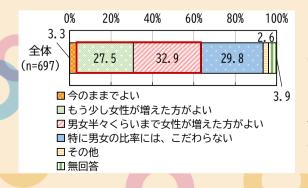
「相談しない」については、男性が61.8%、女性が50.2%となっており、被害にあわれた方の相談に加えて、被害に合うことや事態の悪化を未然に防ぐことも踏まえたうえで、相談先の周知を着実に行っていくことが重要です。

固定的な性別役割分担意識は男性の方が高くなっています

「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」と 全体 いう考え方について、「同感する」「どちらかと (n=697) いうと同感する」の合計は、男性が31.0%、 男性 女性が22.9%となっており、いまだ一定の割合を占めています。そのため、継続的な固定 (n=414) が必要です。



女性の政策決定過程への参画を 6 割程度が望んでいます



区の審議会、委員会等の委員2,389名のうち、30.6%が女性であること(令和元年調査時)はどう思うかについて、「もう少し女性が増えた方がよい」「男女半々くらいまで女性が増えた方がよい」の合計が60.4%となっています。この意見を踏まえると、女性の政策決定過程への参画推進が必要です。



誰もが認め合い、笑顔つながるまち

施策の体系

本編: P38-39

基本目標

個別目標

誰もが尊重される

安心・安全なまちを 築きます I − 1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

Ⅰ-2 あらゆる暴力の根絶

誰もが活躍できる

環境づくりを 応援します

Ⅱ-1 女性の活躍推進

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の活躍で 地域力を向上します Ⅲ-1 地域における女性の参画促進

Ⅲ-2 意思決定過程における男女共同参画の推進

IV 地域と協働して 計画を進めます IV-1 地域と協働した 男女共同参画の推進

IV-2 着実な計画の推進



平成28(2016)年3月に策定した第7期プランでは「誰もが認め合い、笑顔がつながるまち おおた」を基本理念に 各種施策を推進してきました。本プランの策定にあたっては、この理念を継承しつつ、基本構想に準じて「区民」「地域 や区民相互の関係」に視点を置き、区民に広く浸透するプランをめざして、基本理念を掲げます。

おおた ~おおたの男女共同参画社会をめざして~

施策

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画の啓発と教育の推進
- ③生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ④男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進
- ①配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援 【大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】
- ②あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発
- ①子育て世代・介護者への支援
- ②女性への就労支援
- ③女性の活躍推進に向けた企業への支援
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援
- ③男件への男女共同参画の推進
- ④ 生涯を通じた男女の健康支援
- ①固定的な性別役割分担意識の解消 ②様々な分野への女性の参画促進
- ③男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進
- ①政策・方針決定の場における女性の参画促進
- ②女性の能力発揮に向けた支援
- ①地域団体・企業・教育機関等との協働
- ②国・東京都等との連携
- ①推進体制の充実
- ②男女平等推進センターの運営



基本目標I

誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

個別目標 I-1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、国籍、文化の 違いに関わらず、多様な生き方を認め合う社会の実現を目 指し、人権尊重と男女共同参画に関する理解や認識を深め るための意識啓発や教育を推進します。

また、ひとり親家庭など生活に困難を抱えた女性等への 適切な支援や、多文化共生社会の実現に向けて、男女共同 参画の視点に立った取組を進めます。

<主な事業>

- ■区民への人権意識の啓発
- ■男女共同参画に向けた意識啓発

本編: P47-52

本編: P53-63

本編: P64-68

本編: P69-73

- ●女性のための相談
- 多言語情報誌の作成・配布

個別目標 I-2 あらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力を防止するため、意識の啓発や教育、 早期発見に向けた体制の充実などに取り組みます。さらに、 被害者の安全確保や相談体制を充実させることで、適切な 支援を行います。

ストーカー行為や性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力 をなくしていくために、理解の浸透を図ります。

また、男性のための相談窓口を充実するなど、課題の解 決に向けて取り組んでいきます。

<主な事業>

- ●相談・訪問等における早期発見※
- ●被害者の立場に立った相談体制※
- ●安全で安心できる生活支援
- ■職員に向けたDV防止研修※

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

個別目標Ⅱ-1 女性の活躍推進

男女が協力し、安心して仕事と家庭生活を両立することが できるよう、子育て世代や介護者への支援の充実を図ります。 また、女性の職業生活における活躍推進に向けて、就労支 援や企業への支援を行います。

<主な事業>

- 待機児童解消施策の充実
- ●子育て相談
- ●産後家事・育児援助事業※
- ●女性の就労支援

個別目標Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、 仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時 間労働などの働き方に対する意識の改革や企業への支援な どを行います。

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮していくため、 ライフステージや個性にあった心と身体の健康維持・増進を 支援します。

<主な事業>

- ●ワーク・ライフ・バランス 推進に向けた啓発と支援
- ●女性に対するハラスメント防止
- 男性の家庭参画講座
- ●子宮がん・乳がん検診

※は新規の事業が含まれます。

















基本目標Ⅲ

女性の活躍で地域力を向上します

個別目標Ⅲ-1 地域における女性の参画促進

男女共同参画社会の実現において、妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するため、性差に対する偏見や様々な社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識やその意義への理解を深め、定着するよう取り組みます。

また、活力ある地域社会の構築に向けて、様々な分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に努めます。

<主な事業>

●男女共同参画に関する情報誌等の 作成・配布

本編: P74-79

本編: P80-81

本編: P82-84

本編: P85-87

- ■家事・育児・介護の学習支援
- ●保育付き事業
- 男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発

個別目標Ⅲ-2 意思決定過程における男女共同参画の推進

区の政策に多様な視点を取り入れ、男女共に暮らしやすいまちにするため、審議会等への女性の登用を促進するとともに、庁内においても政策決定の場に女性が増える環境づくりに取り組みます。

<主な事業>

- ●審議会などにおける女性委員の 積極的任用
- 女性職員の活躍推進に向けた取組
- ●地域団体等のリーダーへの女性登用

基本目標IV 地域と協働して計画を進めます

個別目標IV-1 地域と協働した男女共同参画の推進

男女共に安心して働き、結婚や出産、子育てをしやすい活力ある地域社会を実現するため、区内の企業・事業者・地域団体等の社会資源を有効に活用し、協働を図ります。

国や東京都との連携に加えて、他自治体における先進事例の収集や情報交換を通し、施策を着実に進めます。

<主な事業>

- ●区民協働による男女共同参画講座
- 男女共同参画社会をめざした 活動団体等への支援
- ●国や都等関係機関への働きかけ

個別目標IV-2 着実な計画の推進

区役所すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、その視点に立った業務を行えるように職員の意識啓発と庁内 推進体制の充実・強化を図ります。

男女共同参画の拠点である男女平等推進センターを中心に、講座の開催や情報発信、交流の場の提供を行います。

<主な事業>

- 男女共同参画推進区民会議の運営
- ●男女平等の視点に立った職員の 研修及び意識啓発
- 男女共同参画推進のための 拠点施設機能





本編: P40-43

基本目標 I 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

個別目標	項目名	現状値	目標値
個別目標 I - 1 人権尊重と男女共同参画 意識の向上	「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感 しない人(同感しない、どちらかというと同感しない)の割合	69.8%	85%
	人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても 深まった区民」の割合	26.0%	50%
個別目標 I – 2 あらゆる暴力の根絶	「女性のためのたんぽぽ相談」及び 「DV相談ダイヤル」の認知度	11.4% 7.9%	20% 13%
	DV防止に向けた意識啓発事業の実施回数	年5回	年5回以上

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

	,		-	
個別目標	項目名		現状値	目標値
個別目標Ⅱ-1 女性の活躍推進	保育所入所率	(大田区子ども・子育て計画)	99.8%	100% (令和6年度)
	女性の再就職や起業に	に関する事業の実施回数	年5回	年5回以上
個別目標Ⅱ – 2 ワーク・ライフ・バランス の推進	職場における男女の地	位が平等であると回答した人の割合 (区政に関する世論調査)	男性35.7% 女性28.7% (平成30年度)	50%
	区男性職員における育 (女性活躍推進	「児休業の取得率 に関する大田区特定事業主行動計画)	13.3% (令和元年度)	30% (令和7年度)

基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

個別目標	項目名	現状値	目標値
個別目標Ⅲ-1 地域における女性の 参画促進	家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合 (区政に関する世論調査)	男性52.4% 女性38.0% (平成30年度)	62%
	男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年7回	年7回以上
個別目標Ⅲ-2 意思決定過程における 男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	28.6%	40%
	区役所における女性管理監督職(事務)の割合 (女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画)	26.4% (令和元年度)	40% (令和7年度)

基本目標IV 地域と協働して計画を進めます

個別目標	項目名	現状値	目標値
個別目標IV – 1 地域と協働した男女共同参 画の推進	区民協働による男女共同参画講座等の参加団体数	5団体	7団体
個別目標IV – 2 着実な計画の推進	大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合	10.6%	15%
	大田区男女平等推進センター「エセナおおた」の認知度	25.3%	35%





第8期大田区男女共同参画推進プラン

発 行:大田区総務部人権・男女平等推進課 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 TEL:03-5744-1610 FAX:03-5744-1556